

福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.124
令和2年4月27日発行

●contents

| | |
|---|-------------|
| ようこそ!新しく公立学校共済組合員となられたみなさまへ | 2 |
| ～個人情報取り扱いについて～ | 3 |
| 組合員・被扶養者の届出について ／被扶養者の国内居住要件について | 4 5 |
| 共済組合の短期給付 ／お住いの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です | 6 7 |
| 年金制度について／「ねんきん定期便」の送付について ／「地共済年金情報Webサイト」のご案内 | 8 9 |
| 令和2年度保健事業のご案内 | 10 11 12 13 |
| 組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける健康相談事業 ／心のセルフチェックをしてみませんか? | 14 |
| いきいき健康だいより | 15 |
| Hello! Doctor | 16 17 |
| ベネフィットステーションについて | 18 19 |
| 知っておきたい標準報酬制／令和2年度掛金率について | 20 |
| 令和2年度教職員互助会の給付事業について | 21 |
| 退職互助部って?! | 22 23 |
| こころにサブリを25／福祉保険制度 | 24 |
| ペンリレー／応募作品／作品募集 | 25 |
| 世界味めぐりの旅・高知会館からのお知らせ | 26 27 |
| 各月の送金日・締切日／各係の主な事業と問い合わせ先 | 28 |

ようこそ!

新しく公立学校共済組合の 組合員となられたみなさまへ

公立学校共済組合のごあんない

「公立学校共済組合」をご存知ですか？
公立学校共済組合の事業はみなさまの生活に深く
関わっていますので、どんな組織でどんな事業を
行っているのか、簡単にご紹介します。



🌸 組合員とは？

公立学校の教職員等（常勤）になると、公立学校共済組合の組合員となります。

「公立学校の教職員等（常勤）」とは

- 公立学校の教職員
- 都道府県教育委員会の職員
- 都道府県教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関（都道府県が設置する図書館など）の職員などです。
- 臨時的任用職員（フルタイム）、任期付職員、会計年度任用職員（※）

※会計年度任用職員については、フルタイム勤務の者で月18日以上勤務した月が引続いて1年を超えて任用された方に限る。

🌸 どこにあるの？

公立学校共済組合は東京に本部が、各都道府県教育委員会内に支部が置かれています。日常的な手続きは各支部で行っています。

公立学校共済組合高知支部の連絡先

所在地：高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課内

電話番号：088-821-4755（代）

🌸 どんな事業を行っているの？

公立学校共済組合は、**短期給付事業**、**長期給付事業**、**福祉事業**を行っています。

短期給付事業

民間会社での健康保険に相当する事業です。
組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。組合員になったときに交付される「公立学校共済組合員証」が、いわゆる健康保険証になります。

長期給付事業

民間会社での厚生年金保険制度に相当する事業です。
組合員の退職・障害又は死亡に対して年金（又は一時金）の給付を行います。

福祉事業

民間会社での福利厚生に相当する事業です。
組合員の健康の保持増進事業（人間ドックなど）、貸付事業（※）、宿泊・保養施設の運営などを行います。（（※）臨時的任用職員（フルタイム）、任期付職員、会計年度任用職員については、『特別貸付』のみの適用となります。）

～ 個人情報の取扱いについて ～

「公立学校共済組合個人情報保護方針」に基づき、
組合員等の個人情報を適切に取扱います。

● 個人情報の利用について

組合員のみなさまからの届出・申告等による組合員及び被扶養者の方の氏名、性別、生年月日、住所等の個人情報、医療機関からのレセプト（診療報酬等明細書等）による給付情報、人間ドックや定期健康診断・特定健康診査受診による健診結果情報などは、掛金・負担金などの徴収業務、組合員証等の交付、医療給付などの短期給付、年金などの長期給付、人間ドックや特定健診・特定保健指導などの保健福祉事業及び貸付事業に関する事務処理に限り利用します。

注記：委託業者への個人情報の提供につきましては、第三者提供には該当しないため、高知支部が行う個人情報の利用範囲に含まれます。

委託事業（保健事業）

- 人間ドック事業（人間ドック申込データをデータ入力会社へ提供。受診者の氏名、性別、生年月日等を検診機関へ提供）
- 特定健康診査（健診結果個別通知や受診勧奨通知を行うため、氏名、性別、健診結果等を委託会社へ提供）
- 特定保健指導（特定保健指導の受診勧奨・実施のため、氏名、性別、健診結果等を委託会社ベネフィットワン・ヘルスケアへ提供）
- 福利厚生代行事業（維持管理のため氏名、性別、生年月日等を委託会社ベネフィット・ワンへ提供）

● 個人情報の互助団体への提供について

（一財）高知県教職員互助会及び高知市職員厚生会に対して、当該互助団体における給付金事業等を実施することを目的として、組合員及び被扶養者の方の氏名、性別、生年月日等の個人情報とレセプト及び医療費等の給付情報（該当互助団体の会員に限る。）を提供します。

注記：互助団体への個人情報の提供については、ご本人の申し出により停止することができます。

● 個人情報の本部への提供について

組合員の福利厚生制度の一環としての団体保険契約（福祉保険制度）の加入募集・継続・維持管理のため、組合員の個人情報（所属所番号、組合員証番号、氏名、生年月日）を本部へ提供し、本部はその組合員の個人情報を委託先の保険会社に提供します。

【個人情報の取扱いについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

組合員・被扶養者の届出について



毎年、年度替りには、組合員の異動や被扶養者の就職等により次の手続きが多く発生します。届出もれのないよう速やかに手続きをお願いします。

○組合員について

新しく組合員になられた方は、資格取得届関係の書類を速やかに提出してください。

○被扶養者について

| 事由 | 提出書類 |
|---|--|
| 認定 | <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号） 個人番号記入様式（被扶養者用） その他添付書類（所属所共済事務担当者へご確認ください。） |
| 取消 （就職・収入超過等） | <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号） 就職先の保険証の写しなどの取消事由及び取消日が確認できる書類 資格喪失証明書交付申請書（様式第2-8号）（収入超過による取消の場合） |
| 種別切替 （給与上の扶養手当の対象者でなくなった方（※）を引続き被扶養者として認定する場合） | <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号） その他添付書類（所属所共済事務担当者へご確認ください。） <p>※対象者の例：22歳の年度末を迎えた被扶養者、組合員がフルタイム再任用となったことにより扶養手当の適用を受けなくなった被扶養者</p> |
| 住所の変更 | <ul style="list-style-type: none"> 記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第2-5号） |

被扶養者の認定・取消は次のことに気をつけよう！！



- 被扶養者認定は事実の生じた日から**30日以内**に届出ください。30日を過ぎて届出をすると、所属所の受付日からの認定となります。
- 被扶養者が遡って取消となった場合、取消日以降に共済組合が負担した医療費等は**返還**していただくことになります。日頃から被扶養者の状況を把握して、取消の事実が生じた場合は**速やかに取消の手続き**を行ってください。

組合員証・被扶養者証について

○組合員証・被扶養者証の保管は大切に！

組合員証および被扶養者証がカード化され、携帯するのにも便利になった反面、紛失や盗難のケースが増えています。適切な管理をお願いします。



届出様式は、当支部のホームページからダウンロードできます。

○氏名・住所変更の届け出は忘れずに！

「記載事項等変更申告書（組合員）（様式2-4）」、「記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式2-5）」を提出してください。

【公立学校共済組合高知支部ホームページ】

トップページ⇒『高知支部について』
⇒『各種様式ダウンロードコーナー』

被扶養者の国内居住要件について

令和2年4月1日以降、被扶養者の認定要件に「国内居住要件」が追加されました。国内居住要件については、原則として、住民票が国内にあるかどうかで確認します。

(令和2年2月4日付け公共高第470号「被扶養者の国内居住要件等について(通知)」、令和2年2月25日付け事務連絡「被扶養者の国内居住要件追加に伴う事務手続きの変更について(通知)」参照)

○国内居住要件について

住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすこととなるため、被扶養者認定時に住民票の提出により、国内居住要件を確認します。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、例外的に国内居住要件を満たさないと判断する場合があります。

○国内居住要件の例外

下表①～⑤の者については、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる者(一時的な海外渡航である者)で、かつ渡航目的が就労でない者と定められており、日本国内に住所がない(住民票がない)としても、添付書類を提出することで、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外(国内居住要件を満たす者)となります。

| 例外該当事由 | 添付書類 |
|---|-----------------------------------|
| ① 外国において留学をする学生 | 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し |
| ② 外国に赴任する組合員に同行する者 | 査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し |
| ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 | 査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し |
| ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの | 出生や婚姻等を証明する書類等の写し |
| ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 | ※個別に判断 |

○令和2年4月1日前に被扶養者として認定されている者の住民票の有無の確認について

令和2年4月1日前に認定されている全ての被扶養者についても国内居住要件の確認が必要です。この確認については、資格確認(検認)時(令和2年7月頃予定)に、個人番号(マイナンバー)を活用して住民票の有無を確認する方向で検討しています。

詳細については、改めて資格確認(検認)時に通知します。

※令和2年度の検認時の確認において、住民票がなく、国内居住要件の例外にも該当しなかったことが判明した場合は、令和2年4月1日に遡って被扶養者資格を取消します。

○その他留意事項

①被扶養者の要件として国内居住要件が追加されましたが、国内居住要件を満たすことのみをもって被扶養者として認定されるのではなく、身分関係、生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件については従来どおりです。

②令和2年度以降の資格確認(検認)について

被扶養者の資格確認について、これまで以上に適正に行うため、検認対象者の見直しを行います。これまで特別認定の被扶養者(一部対象外)を対象に実施していた資格確認(検認)を、一般認定の被扶養者を含めて検認対象者とし資格確認(検認)を行うことを予定しています。

検認方法等については、実施時期(令和2年7月頃)に通知を予定しています。

【組合員・被扶養者の届け出についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

共済組合の短期給付（請求期間は給付事由が生じた日から2年間です）

◎ 法定給付の詳しい手続き等は「福祉事務の手引」をご覧ください。

| 給付の種類 | 給付の事由 | 給付額 | 備考 |
|----------------------|--|---|---------|
| 療養の給付 家族療養費 | 組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関で療養するとき | 【法定給付】 医療費総額の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 （一部負担金払戻金・家族療養費附加金） 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者（標準報酬月額530,000円以上）は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額（100円未満端数切捨） | 自動給付 |
| 入院時食事療養・入院時生活療養費 | 組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から食事療養又は生活療養を受けたとき | 【法定給付】 食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額（自己負担額）を控除した額 | |
| 保険外併用療養費 | 組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から先進医療等を受けたとき | 【法定給付】 保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 義務教育就学前までの者は80/100 | |
| 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費 | 組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき | 【法定給付】 指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 （一部負担金払戻金・家族療養費附加金） 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者（標準報酬月額530,000円以上）は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額（100円未満端数切捨） | 請求による給付 |
| 高額療養費 | 1医療機関1ヶ月を単位として、自己負担額が所得区分による限度額を超えるとき | 【法定給付】 自己負担額から所得区分による限度額を控除した額 ※現物給付を希望する場合は、事前に限度額適用認定証の申請手続きが必要です。 限度額適用認定証を窓口で提示した場合は現物給付のため支給されません。 | |
| 高額介護合算費 | 医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき | 【法定給付】 年間合計額の一定の合計額を超えた額 （毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定） | |
| 療養費 家族療養費 | 組合員又は被扶養者がやむを得ず医療機関へ医療費の全額を支払ったとき、又は治療用器具購入や輸血などを受けたとき | 【法定給付】 法定額の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 （一部負担金払戻金・家族療養費附加金） 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者（標準報酬月額530,000円以上）は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額（100円未満端数切捨） | 請求による給付 |
| 移家送送費 | 組合員又は被扶養者が、大きなケガや、病状が重篤等で急を要し医療機関まで移送されたとき | 【法定給付】 組合員：実費（法定基準） 被扶養者：実費（法定基準） | |
| 出家産産費 | 組合員又は被扶養者が出産したとき | 【法定給付】 産科医療補償制度対象分娩の場合は420,000円 （産科医療補償制度対象外分娩の場合は404,000円） 【附加給付】 50,000円 | |
| 埋家葬料 | 組合員又は被扶養者が死亡したとき | 【法定給付】 50,000円 【附加給付】 25,000円 | |
| 弔家慰弔金 | 組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき | 【法定給付】 組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100 | |
| 災害見舞金 | 組合員又は被扶養者の住居もしくは家財に1/3以上被害を受けたとき | 【法定給付】 標準報酬月額の0.5月分～3月分 | |
| 傷病手当金 | 組合員が公務外の傷病で勤務できないとき | 【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3（1年6ヶ月） 【附加給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 （法定給付期間終了後6ヶ月） ※平均標準報酬日額：支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22（10円未満四捨五入） ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます | |
| 休業手当金 | 組合員が法定事由により欠勤したとき | 【法定給付】 1日につき 標準報酬日額の50/100 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます | |
| 育児休業手当金 | 組合員が育児休業となったとき | 【法定給付】 1日につき 開始から180日目まで：標準報酬日額×67/100 181日目以降：標準報酬日額×50/100 ※給付日額上限あり 支給期間： 育児休業に係る子が1歳の誕生日前日まで （一定の要件を満たす場合は延長あり） | |
| 介護休業手当金 | 組合員が介護休業を取得したとき | 【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×67/100 ※給付日額上限あり 支給期間： 介護休業の日数を通算して66日を超えない範囲 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます | |
| 出産手当金 | 組合員が出産のため勤務できないとき | 【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 支給期間： 出産の日以前42日から出産の日後56日まで ※平均標準報酬月額：支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22（10円未満四捨五入） ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます | |

【共済組合の短期給付のお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です

組合員または被扶養者の方が次の公費負担医療制度（以下の①・②）の該当者となった場合は、医療機関で支払う医療費の患者負担額（2～3割）が市町村から助成されるため窓口負担が発生しなくなります。このため、共済組合からの医療給付（高額療養費等）は行いません。市町村からの助成と共済組合の給付との二重給付を避けるため、受給者となられた場合は必ず共済組合へ届け出てください。

共済組合への届出が必要な市町村の助成制度

- ① 重度心身障害児・者医療 …………… 「障害医療費受給者証」
- ② ひとり親家庭医療 …………… 「ひとり親家庭医療費受給者証」

届出書類

| | |
|--------------------------|---|
| ①又は②の該当者となったとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公費医療助成認定・取消届出書」(様式第3-26号) ・ 受給者証の写し |
| ①又は②に該当していた方が、該当しなくなったとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公費医療助成認定・取消届出書」(様式第3-26号) ・ 却下通知書の写し等 |

注意事項

- 該当者となった旨の届出がない場合や、届出が遅れたことにより共済組合から医療給付を受給した場合は、当該給付金を返還していただくこととなります。
- ①又は②の該当者となった場合だけでなく、該当していた方が該当しなくなった場合も届出が必要です。届出が遅れると、本来受けることができた共済組合からの給付が受けられなくなることがあります。

(みほん①)

| | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 福 障害医療費受給者証 | | 医療機関 提示用 |
| 公費負担番号 | 4 6 | |
| 受給者番号 | | |
| 受給者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 生年月日 | |
| 有効期間 | 年 月 日 から | |
| | 年 月 日 まで | |
| 加入医療保険 | 公立学校共済組合高知支部 | |
| 発行機関名 及び印 | | |
| 交付年月日 | 年 月 日 | |

(みほん②)

| | | |
|-----------------|-------|-------------|
| 福 ひとり親家庭医療費受給者証 | | 医療機関 提示用 |
| 公費負担番号 | 4 3 | |
| 受給者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 受給対象者氏名 | № | 受給者番号 |
| 生 年 月 日 | 性別 | 有効期限 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 交付年月日 | 年 月 日 | |
| 発行機関名 及び印 | | |

こちらの受給者証を
交付されたときは、
共済組合へ届出が
必要です！



【医療助成を受けている方の届出についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

年金制度について



この春、新たに組合員となられた方もいらっしゃいますので、皆さんがどのような年金制度に加入しているのかを改めてお知らせします。

1 公的年金制度

【年金制度の体系】

| | | | | |
|----|------------|------------|------------------|--------|
| 3階 | (厚生年金基金) | 年金払い退職給付※2 | | |
| | | 経過的職域加算額※1 | | |
| 2階 | 厚生年金 | | 国民年金基金 (任意加入) | |
| 1階 | 国民年金(基礎年金) | | | |
| | 民間サラリーマン等 | 公務員等 | 被扶養配偶者 | 自営業・学生 |



長期給付事業キャラクター
かめるん

※1 被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分は平成27年9月30日をもって廃止されましたが、平成27年9月までの共済年金の加入期間を有する方については、経過的な取り扱いとしてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

※2 新たな公務員の退職給付として「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設され、65歳から終身年金と有期年金として支給されます。平成27年10月以降の組合員期間をもとに算定されます。

2 年金の支給開始年齢

| 生年月日 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |
|-------------------------|-------------|-----|-------------------|-------------------|
| S30.4.2 ~ S32.4.1 | 経過的職域加算額 | | 経過的職域加算額+年金払い退職給付 | |
| | 特別支給の老齢厚生年金 | | 老齢厚生年金 | |
| | | | 老齢基礎年金 | |
| S32.4.2 ~ S34.4.1 | 経過的職域加算額 | | 経過的職域加算額+年金払い退職給付 | |
| | 特別支給の老齢厚生年金 | | 老齢厚生年金 | |
| | | | 老齢基礎年金 | |
| S34.4.2 ~ S36.4.1 | | | 経過的職域加算額 | 経過的職域加算額+年金払い退職給付 |
| | | | 特別老厚 | 老齢厚生年金 |
| | | | 老齢基礎年金 | |
| S36.4.2~ | | | 経過的職域加算額+年金払い退職給付 | |
| | | | 老齢厚生年金 | |
| | | | 老齢基礎年金 | |



「ねんきん定期便」の送付について

ねんきん定期便は、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入記録や年金の見込み額をお知らせしているものです。



◆送付時期◆

誕生月の月末ごろに、公立学校共済組合本部からご自宅あてに送付されます。届きましたら、必ず内容をご確認ください

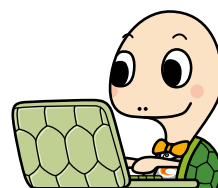
◆表示内容◆

| 誕生月の年齢 | 節目年齢の方(封書) | | 節目年齢以外の方(はがき) | |
|--------|---|--|---|--|
| | 59歳 | 35歳・45歳 | 50歳以上 | 50歳未満 |
| 表示内容 | 年金見込額 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものとして算出されます。 | 年金見込額 作成時までの加入実績に基づいて算出されます。 | 年金見込額 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものとして算出されます。 | 年金見込額 作成時までの加入実績に基づいて算出されます。 |
| | これまでの年金加入期間・履歴 | | これまでの年金加入期間 | |
| | これまでの保険料(掛金)納付状況 | | 直近13ヶ月の保険料(掛金)納付状況 | |

(注)すでに老齢厚生(退職共済)年金が決定していて、在職中の方には「ねんきん定期便」は送付されますが、年金見込額は表示されません。

「地共済年金情報Webサイト」のご案内

「地共済年金情報Webサイト」とは、ご自身の公務員厚生年金に関する情報がご覧いただけるサービスです。閲覧には利用申込みが必要で、申込みをすると2～3週間後にユーザID通知書が送付され、申込時にご自身で登録したパスワードと通知されたユーザIDにより、閲覧できるようになります。



閲覧できる項目は、年金加入履歴および加入期間、保険料納付済額、標準報酬月額等、年金見込額、給付算定基礎額残高(年金払い退職給付の基礎となる残高)です。

詳しくは、「地共済年金情報Webサイト」で検索してください。

- ☞ 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末では上記サービスはご利用いただけませんのでご注意ください。
- ☞ 利用の際は基礎年金番号が必要です。基礎年金番号は、年金手帳や「ねんきん定期便」等に記載されていますので、そちらでご確認ください。なお、お手元がない場合はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【年金についてのお問い合わせ】共済組合共済班 ☎ 088-821-4813